

静岡県立科学技術高等学校定時制課程トリプルシステム実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、科学技術高等学校定時制課程における就業支援システム「トリプルシステム」の実施に関する必要な事項を定める。

(定義)

第2条 静岡県立科学技術高等学校定時制課程における就業支援システム（以下「トリプルシステム」という。）とは、静岡県立科学技術高等学校定時制課程に在籍する生徒の清水技術専門校における技術・技能の習得、企業等における就業体験や実務経験を単位として認めることを通し、積極的に社会に貢献できる人材の育成を図るために、産学官が連携して就業支援を行うものである。

(協力会)

第3条 清水技術専門校における技術・技能の習得、企業等における就業体験や実務経験の推進を行うために、科学技術高等学校トリプルシステム協力会を設置する。

(協力会会則)

第4条 科学技術高等学校トリプルシステム協力会会則は、別に定める。

(事務局)

第5条 トリプルシステム協力会事務局は、科学技術高等学校内に設置し、庶務をおこなう。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協力会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成22年6月22日から施行する。